

令和7年度 鹿児島・阿蘇・雲仙エリアにおける 高付加価値なインバウンド観光地づくり（モデル観光地）

受託事業者選定に関するプロポーザルの実施について

Living with Volcanoes

火山とともに生きる。

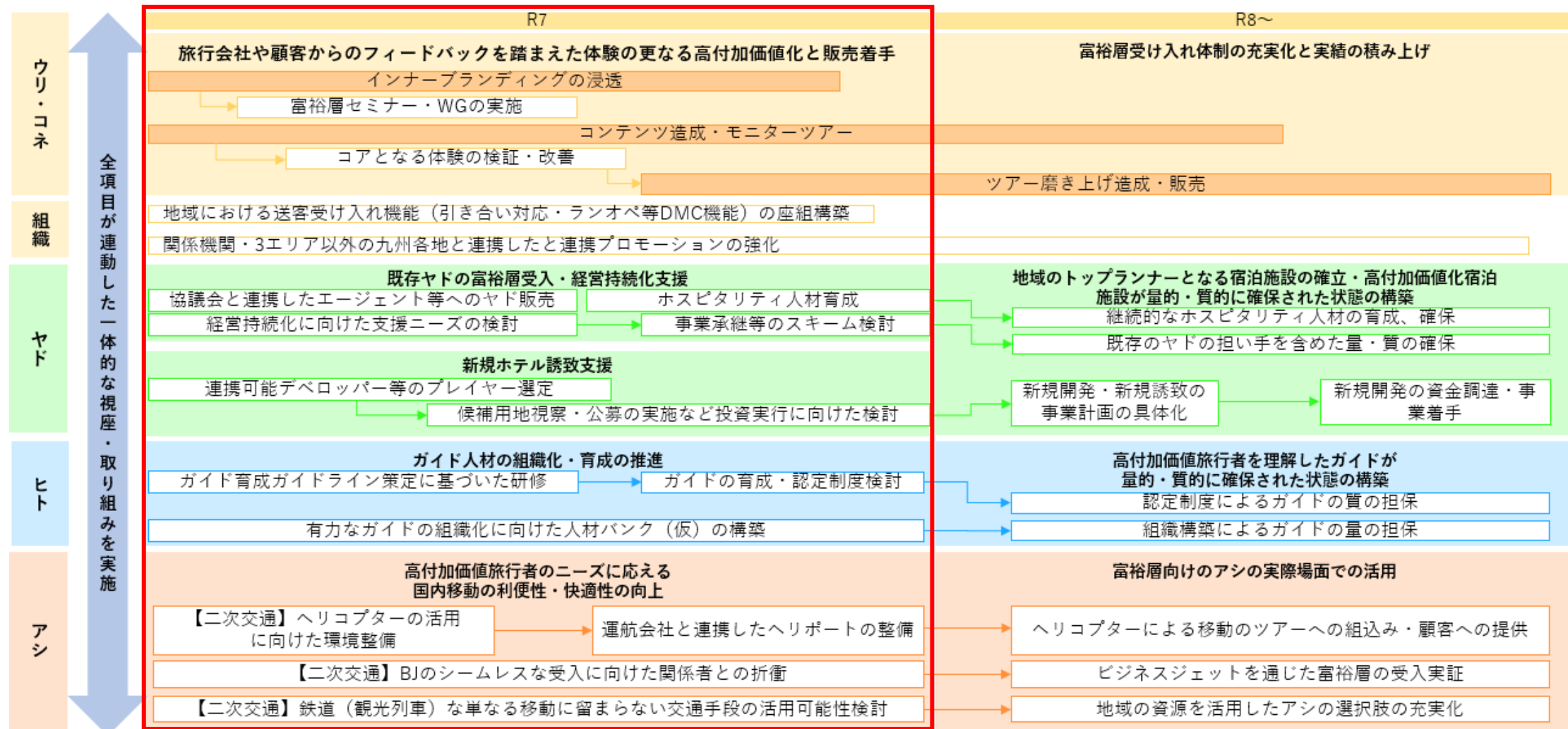


修正) 令和7年5月23日
九州ボルケーノツーリズム協議会

1 令和7年度事業の目的及び概要、プロポーザルの位置付け

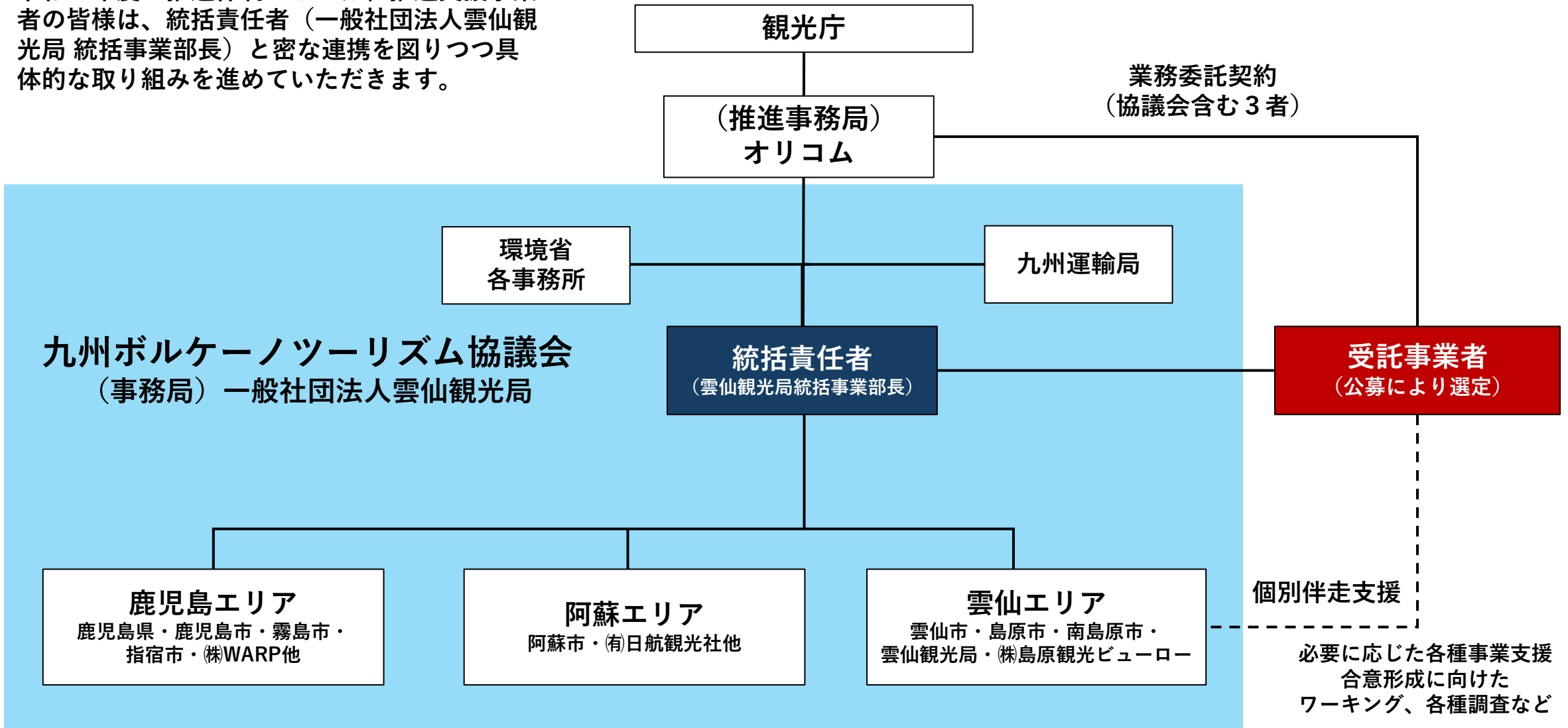
九州ボルケーノツーリズム協議会（以下「本協議会」という）は、令和6年度にマスタープランを更新し、令和7年度よりインバウンド高付加価値外国人旅行者の誘客を図ることを目的に、具体的な取り組みを推進します。

そこで本協議会では、具体的取り組みを推進するパートナーとなる優れたノウハウを有する民間事業者の皆様をプロポーザル方式により選定することになりました。本資料は選考にあたっての基本的な考え方をとりまとめたものです。



2 推進体制

令和7年度の推進体制としては、推進支援事業者の皆様は、統括責任者（一般社団法人雲仙観光局 統括事業部長）と密な連携を図りつつ具体的な取り組みを進めていただきます。



3 募集事業の全体概要

【施策1】

マスタープラン改定・
進捗管理

(施策2～9のプロジェクトマ
ネージメント・マスタープラン
の整合調整)



【施策2】 インナーブランディングの浸透・機運醸成事業



【施策3】 テストマーケティング・ウリの磨き上げ事業



【施策4】 海外市場セールス・コネクション強化・拡大事業



【施策5】 ヤドのセールス・持続可能な体制検証事業



【施策6】 新規宿泊施設誘致・民間投資促進調査事業



【施策7】 ガイド育成・サービス提供体制構築事業



【施策8】 二次交通の環境整備推進事業



【施策9】 持続可能な推進体制の構築・事業計画の検討事業

事業名称	事業概要	期間	上限予算 税込
①マスタープラン改定・進捗管理	- 施策の進捗管理および全体のファシリテート - 各施策の実行状況や課題、進捗を管理する。 - 関係者間の連携促進や推進上の課題を抽出し、各エリアの円滑な事業推進を支援する。 - KPIのモニタリングおよび検証 - 各施策の成果指標（KPI）を設定・モニタリングし、目標に対する達成状況を評価する。 - 施策実績や経済統計等のデータを活用して、各施策の効果や改善点を分析・検証する。 - マスタープランの改訂 - 前項の進捗管理および検証結果を踏まえ、マスタープランの見直しを行う。マスタープランは、概要版（1ページ）、10ページ版、全体版（50ページ程度）の3部の見直しを行う。 - 社会・経済情勢の変化や施策効果の分析結果を考慮し、必要に応じて各施策の内容の修正や事業全体の方向性の再設定を発注者と協議の上、実施する。	R7. 6月中旬 ～R8. 2/14	1,000万円
②インナーブランディングの浸透・機運醸成事業	- インタープリテーション全体計画のブラッシュアップに向けたワーキング(以下WG)の実施（九州ボルケーノツーリズム協議会にて3エリア共通のインタープリテーション全体計画を策定しており、同計画の策定の目的及び詳細は別紙2を参照） - 令和6年度に策定したインタープリテーション全体計画に基づき、同計画の更なる活用及びブラッシュアップを目的に3エリアを対象にWGを開催する。 - インタープリテーション全体計画を高付加価値外国人旅行者市場に事業展開を計画しているエリア内事業者へ浸透を図るとともに、当協議会及び各施策の推進支援事業者で課題や改善点を共有し、継続的な品質向上・同計画のブラッシュアップを行う。 - 高付加価値外国人旅行者市場を踏まえたセミナーの開催 - 高付加価値外国人旅行者の市場や経営高度化などをテーマとした専門知識を提供するセミナーを、高付加価値外国人旅行者市場に事業展開を計画しているエリア内事業者向けに開催。（各エリアで2回程度、リアル/オンライン併用を想定） - 事業者の高付加価値外国人旅行者への理解と機運醸成が図られたか等、セミナーの開催結果の効果検証を行うこと。	R7. 6月中旬 ～R8. 2/14	800万円

事業名称	事業概要	期間	上限予算 税込
③テストマーケティング・ ウリの磨き上げ事業	- FAMトリップの実施（ターゲット市場は別紙1のマスタープランを参照） - 海外旅行会社及びDMCとのコネクション形成及び商品の販売化を目的に、FAMトリップを実施。 - 海外旅行会社やDMCからの要望を踏まえ、テーマやコンテンツを選定したFAMトリップを11月にかけて全5-4回実施（3エリア横断を2-1回、各エリアを1回ずつ）。 - FAMトリップを通じて商品の魅力や改善点を定量的に把握し、招聘した旅行会社に対し商品の取り扱いの可否を明らかにすること。 - 販売コンテンツのブラッシュアップおよび提供体制の強化 - 季節性や顧客属性を考慮し、対象地域における販売コンテンツの棚卸を実施。その上で、高付加価値旅行者に対し訴求力のある“ウリ”を特定する。加えて、本エリアのウリを体現するコンテンツを対象に、今後高付加価値旅行者層に販売するにあたって磨き上げが必要なものと及び改善の方向性を明らかにし、早期の改善が必要なコンテンツ（5つ程度を想定）については、磨き上げをおこなうこと。 - 今後、海外旅行会社やDMCからの依頼の窓口となるランドオペレーター機能など、地域の受入体制の座組を検討するとともに、現在の体制上不足する機能があれば、発注者との相談の上、事業への参画の依頼等を行い、体制の強靱化をはかること。 - 前述のブラッシュアップを踏まえ、各コンテンツの情報を最新化したセールスキット（各エリアのメインビジュアル及びショート動画、パンフレットで概要版1ページ及び8ページ版、ロゴ、その他セールスに有効なキット）を更新し、海外旅行会社やDMCへの情報発信力を高める。	R7. 6月中旬 ～R8. 2/14	6,800万円 6,500万円 (5/22修正)

事業概要（※基本事業費はあくまで目安であり実施内容に応じ提案可能）

項目	事業概要	期間	基本事業費 税込
④海外市場セールス・コネクション 強化・拡大事業（施策③と一体的に 対応）	- 海外旅行会社との連携強化 - 過年度の取組（東アジアや中国の旅行会社及び国内DMCとの関係づくり）を継続し、海外旅行会社の巻き込みを更に加速させ、販売チャネル拡大や商品化を通じて、高付加価値外国人旅行者の誘客を実現する。 - 協議会がセールスを実施するにあたり、セールス先の選定及び継続的な関係づくりに必要な支援（定期的なメールマガジン等）、地域事業者との連携（協議会によるセールス情報の共有及び地域事業者からの情報提供等）を目的とした仕組みづくり。 - 海外メディアの招聘など、戦略的なコネクション形成の検討 - 高付加価値外国人旅行者に効果的に各エリアの魅力を訴求できる海外メディアを招聘し、出版物やTV等のメディア番組等の作成を行う。 - 海外旅行会社及び海外メディア以外の組織へ接点を拡大し、より効果的に且つ継続的に高付加価値外国人旅行者を誘客するための方策を検討し、一部を実証すること。 - 他エリアとの相乗効果による高付加価値外国人旅行者の誘客 - 本エリア以外の九州エリアにおいて高付加価値化旅行者層の誘客に取り組む組織等との連携を図りつつ、高付加価値外国人旅行者にとって価値ある商品を海外旅行会社等に提供する。 - 上記組織等と効果的且つ継続的に情報交換ができる仕組みづくり。 - 海外旅行会社等向けの専用WEBサイトの構築 - 海外旅行会社や国内DMC等が閲覧しやすい、販売促進に特化したWEBサイト（問合せ機能、本エリア及び各エリアのブランド価値の訴求、ヤドや体験コンテンツの訴求等）を、掲載する素材収集より受託事業者が整備する。 - 商品情報やデジタルコンテンツを最新化し、商談や商品造成に活用できる環境を提供する。	R7. 6月中旬 ～R8. 2/14	(施策③と連動)

事業概要（※基本事業費はあくまで目安であり実施内容に応じ提案可能）

項目	事業概要	期間	基本事業費 税込
⑤ヤドのセールス・持続可能な体制 検証事業	- 協議会と既存ヤドとの連携促進 - 既存ヤド（採択後協議会から情報を提供）と連携したプロモーションや、商品造成を実施して誘客に繋げる。 - 高付加価値外国人旅行者を顧客に持つ事業者及び誘客を目指している事業者との情報共有や共同企画を通じて、ヤドの魅力向上及び高付加価値外国人旅行者の獲得を実施する。 - 人材育成に向けた派遣研修の実施 - 高付加価値宿泊施設への派遣研修を各エリアの宿泊施設より3名程度（合計9名程度）実施し、専門知識・接客スキルを向上させる。なお、高付加価値旅行者に必要な専門知識・接客スキルを明らかにするとともに、9名の参加者の専門知識・接客スキルの向上の状況を定量的・定性的に把握すること。 - 研修成果を各エリアごとに報告会を実施するなどして還元することで、サービス全体の質的向上と付加価値創出を図る。	R7. 6月中旬 ～R8. 2/14	500万円
⑥新規宿泊施設誘致・民間投資促進 調査事業（施策⑤と一体的に対応）	- ラグジュアリー宿泊施設の誘致に向けた公的不動産の開発検討 - 雲仙及び阿蘇エリアにおいて公的不動産の活用可能性を調査し、ラグジュアリー宿泊施設を中心とした開発手法を検討し、今後エリア内の各主体が開発に向けて具体的に取り組むべき対応を明らかにすること。 - 開発のコンセプトや規模、法的・財政的支援施策などを整理し、最適な誘致戦略を策定する。 - 民間投資促進支援による事業参画の拡大 - 大手企業や他産業事業者を対象（3社程度）に、投資環境や市場動向等民間投資を行う上で必要になりうる情報を整理・分析し、新規参入を後押しする。 - 官民連携の枠組みを活用し、投資リスク低減や参入障壁の緩和を図る手法を検討すること。	R7. 6月中旬 ～R8. 2/14	(施策⑤と連動)

項目	概要	期間	基本事業費 税込
⑦ガイド育成・サービス提供体制構築事業	- ガイド人材バンクの構築 - 過年度実施したガイド研修等より優秀なガイド人材を体系的に組織し、海外旅行会社等とのマッチングの仕組みを整備し、効率的な人材派遣や受入体制の構築を図る。 - ガイド人材のスキル向上に向けた取り組み - 施策3の体験コンテンツの造成及びFAMトリップ等を通じて、スルーガイド及び地域ガイド人材のスキル向上を目的に、有識者及びFAMトリップ参加者からのフィードバックを恒常的に実施する。	R7. 6月中旬 ～R8. 2/14	500万円
⑧二次交通の環境整備推進事業	- ヘリコプター・プライベートジェット・鉄道などの二次交通環境整備を検討 - 過年度実施した調査をもとに、運航事業者や自治体、地域関係者を巻き込み、多様な二次交通手段の可能性と整備方策を明確に可視化する。	R7. 6月中旬 ～R8. 2/14	100万円
⑨持続可能な推進体制の構築 ・事業計画の検討事業	- 受入体制・不足能力や機能を補う企業等の参画による体制強靱化（現在の受入れ体制は別紙3を参照） - 各取組み結果を踏まえ、不足する能力や機能を補完できる企業や組織を座組に加え、受入体制の更なる強化と持続可能な推進体制の構築を図る。 - 地域事業者との合意形成 - 高付加価値外国人旅行者の誘客および受入環境整備に向け、地域事業者との協議・合意形成を行う。具体的な推進方針や役割分担を明確にし、事業全体の円滑な実施体制を整備する。	R7. 6月中旬 ～R8. 2/14	100万円

4 事業スケジュール

- ・本事業の全体スケジュールは以下のとおりです。
- ・採択後（6月頃を予定）速やかに事業を開始し、10月に中間報告、令和8年2月14日までに事業を完了頂く見込みです。（変更可能性あり）
- ・受託事業者は、成果物の他に精算資料（詳細事業期間中に打診）はの提出の提出が必要となります。

キックオフ会議の開催（オンライン）【地域/観光庁/環境省各事務所/事務局/受託事業者】 ※受託事業者の皆さまは原則的に参加	令和7年6月中旬予定
定例会（観光庁定例会/地域部会/施策部会） 【地域/観光庁/環境省各事務所/事務局/受託事業者】	事業完了の2月まで各月にて実施
中間報告会の開催（対面・オンライン併用） 【地域/観光庁/環境省各事務所/事務局】※受託事業者は参加不要	令和7年10月予定
令和7年度年次報告会の開催（対面・オンライン併用） 【地域/観光庁/環境省各事務所/事務局】※受託事業者は参加不要	令和8年2月予定
事業の完了【地域】	令和8年2月14日まで
事業実施報告・経費精算書の提出【受託事業者及び地域→事務局】	令和8年2月28日まで
事業経費の支払額の確定・通知【事務局→地域】	令和8年3月14日まで
事業経費の支払い【事務局→地域】	令和8年3月末日まで

5 事業者選考までの流れ・スケジュール

公募資料の公開（本資料）

R6年5月9日



企画提案募集

- ・ 提案事業の選定
（①～⑨より選定。複数選択可能）
- ・ 企画書・見積書作成
※随時質疑応答へ対応
- ・ 企画提出
九州ボルケーノツーリズム協議会（一般社団法人雲仙観光局）
統括責任者宛メールに提出
✉ t-seto@unzen-dmo.com

R6年5月9日～6月3日17時✕



受託事業者決定

6月6日（予定）



契約手続き・契約締結

～6月30日

6 様式等

企画提案等に当たっての様式は以下のとおりです。

複数事業に応募する場合は、事業ごとに企画提案書および見積書を提出すること。

項目	様式・枚数	提案内容
企画提案書	A 4 横	・ 応募事業（①～⑨より選択。複数可能）実施にあたっての基本的な考え方 ・ 実施体制（再委託がある場合は委託先まで記載） ・ 事業概要/実施内容詳細 ・ 事業KPI、実施フロー、スケジュール ・ 経費の内訳 ・ 上記以外で提案したいもの
見積り書	任意様式	・ 事業毎の細目、人件費、直接経費がわかる内容とすること ※基本事業費を目安にしつつ事業内容に応じ提案ください。
会社概要等	任意様式	・ 会社概要、実績等が把握できるもの

7 参加資格

この委託業務における受託事業者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 令和7年5月9日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、鹿児島県、鹿児島市、霧島市、指宿市、阿蘇市、雲仙市、島原市の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ④ 令和7年5月9日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥ 令和7年5月9日の直近決算において2期連続債務超過の状態でないこと。
- ⑦ 会社法（平成17年法律第86号）で定める法人であること。
- ⑧ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑨ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑩ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑭ 受託事業者は、業務上知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- ⑮ 成果物の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。なお、成果物等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託事業者が行うこととする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応することとする。
- ⑯ 本業務により得られた成果物、資料、情報等は委託者の許可なく、他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- ⑰ 業務完了後に、受託事業者に責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合には、受託事業者は速やかに訂正、補正等を行うこととし、これに要する費用は受託事業者の負担とする。
- ⑱ この仕様書に定めのない事項や記載内容に疑義が生じた時には、委託者と協議すること。